

(案)

# 福井港中央航路の運航調整について

## 安全確保のための暫定措置

福井港中央航路では暫定航路を設定しており、航路幅が狭くなっています。そのため、総トン数20トン以上の船舶が航路内での行会いが生じないように運航調整を行っています。運航調整を行っていない船舶を航行させる予定がある場合は事前に協議が必要となりますので、下記事務所まで連絡願います。



### ・航行方法

暫定航路は幅200m以下かつ喫水8.5m以下で運航調整を終えている船舶が航行可能です。

南防波堤寄りの暫定航路を航行してください。

### ・その他

15,000DWT級を超え30,000DWT級までの船舶の入出港は、安全対策のため、事前に協議が必要となる場合があるので、下記事務所まで連絡願います。

※ ご不明な点は、下記事務所までお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 福井県福井港湾事務所

TEL：0776-82-1120

FAX：0776-82-1291